

企 地 第 449 号

令和 7 年 9 月 26 日

地域総合整備資金貸付を検討される民間事業者 様

沖縄県企画部 企画調整統括監

(公 印 省 略)

地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）制度説明会のご案内

平素から、沖縄県行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）制度は、国の制度であり本県では平成 2 年度から実施してきました。本制度は民間事業者にとって有利かつ公的資金を活用した公共性の高く、沖縄の振興・発展に非常に有意義な制度であり、多様な事業者の利用を促すことが重要であることから、これまで以上に業界団体等を通じた周知広報を図る必要があります。

つきましては、下記のとおり説明会を開催しますので、参加を希望される場合は別紙申込書のご提出をお願い致します。

なお、今回は一般財団法人地域総合整備財団から全国の状況説明等も致します。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

記

内 容：地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）制度説明会

日 時：令和 7 年 10 月 22 日（水曜日）10:30～12:00

場 所：沖縄県庁舎 4 階 講堂（沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2）

参 加 費：無料

申 込 先：下記メール又は FAX でお申し込みください。

※メール申込の場合は、件名に「ふるさと融資説明会」とご記載ください。

応募締切：令和 7 年 10 月 17 日（金曜日）まで

※会場の都合により定員 150 名で締め切らせていただきます。

お問い合わせ先

沖縄県企画部地域・離島課 金城

TEL：098-866-2370

FAX：098-866-2068

Mail：aa017035@pref.okinawa.lg.jp

令和7年度版

ふるさとと融資



一般財団法人

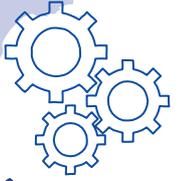
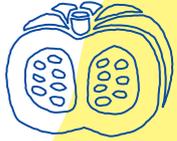
地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

Japan Foundation For Regional Vitalization

全国各地で

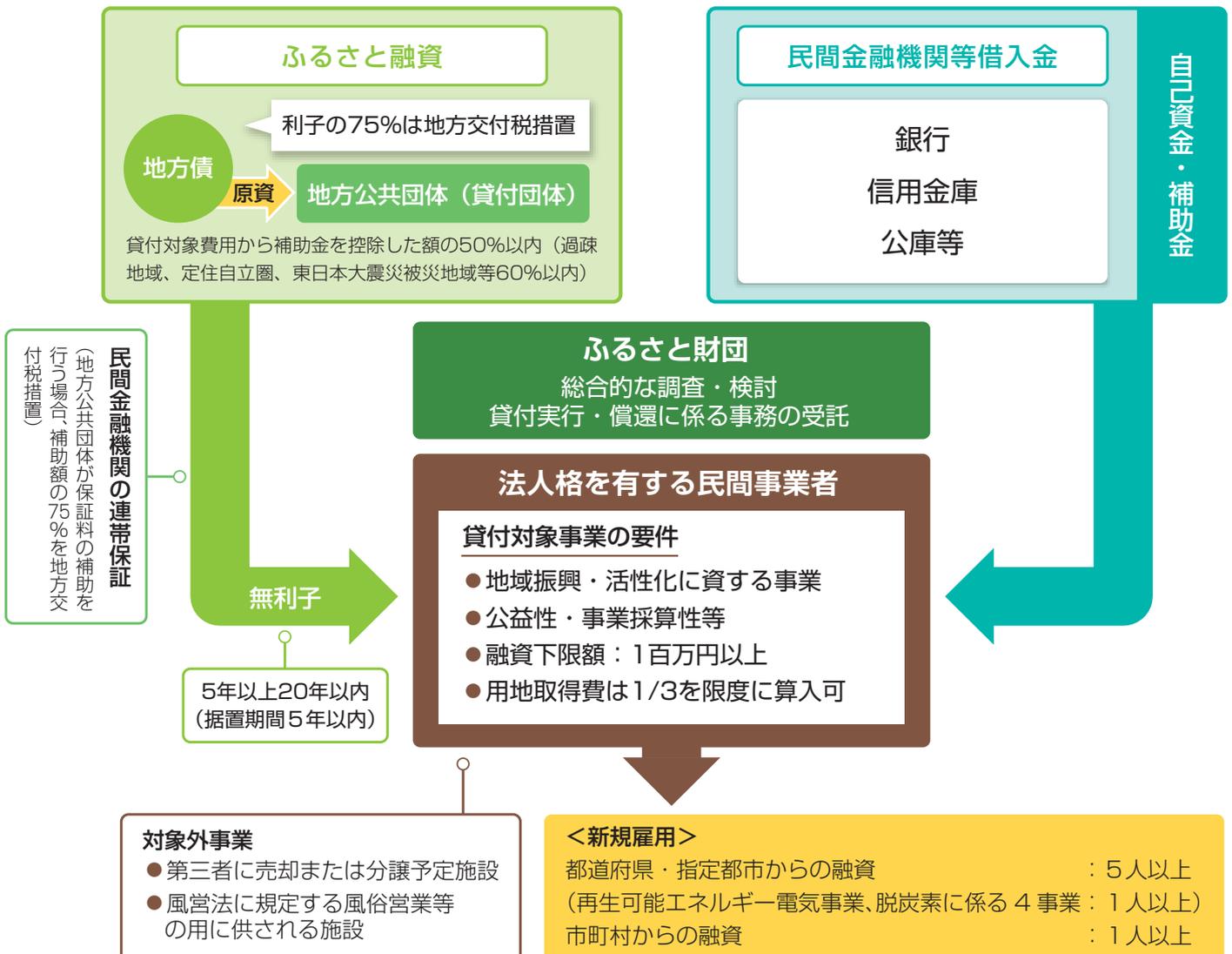
「ふるさと融資」が

地域の活力となっています



ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）とは…

地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度で、当財団において事業の総合的な調査・検討や貸付実行から最終償還に至るまでの事務を行っています。



ふるさとと融資制度の概要

- **対象事業者** = 法人格を有する民間事業者
- **貸付団体** = 地方公共団体
- **対象事業** = 地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で、新たな雇用が見込まれること
- **対象費用** = 設備の取得等に係る費用
- **融資期間** = 5年以上20年以内(うち据置期間5年以内)
- **貸付利率** = 無利子
ただし、民間金融機関の連帯保証(保証料)が必要

ふるさと融資の平成元年度から令和6年度までの累計実績は以下のとおりです。

事業数 4,110件
設備投資総額 約8兆447億円
融資額 約1兆429億円
雇用増 約17.3万人

※各地方公共団体のこれまでの案件については、ふるさと財団ホームページの「ふるさと財団データベース」にて確認できます。

要件一覧 (融資比率・限度額・雇用要件)

単位：億円

		通常の地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏 ・ 東日本大震災被災地域 ^(※2)	脱炭素に係る事業 ^(※4)
都道府県・指定都市	融資比率	50%	60%	60% ^(※3)	60%
	融資限度額	80 ^(※1)	96 ^(※1)	120 ^(※3)	120
	雇用 ^(※5)	5人(再生可能エネルギー電気事業は1人)以上			1人以上
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%	60%
	融資限度額	20 ^(※1)	24 ^(※1)	30	30
	雇用 ^(※5)	1人以上			

- (※1)：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額
- (※2)：岩手県、宮城県、福島県に限定
- (※3)：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については都道府県は対象外
- (※4)：市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、(株)脱炭素化支援機構が出資を行う民間事業、国が認める地域脱炭素推進交付金事業のうち「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」(令和7年度改正)
- (※5)：設備を更新する事業であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、雇用が維持される人数を新たな雇用とみなす(令和7年度改正)

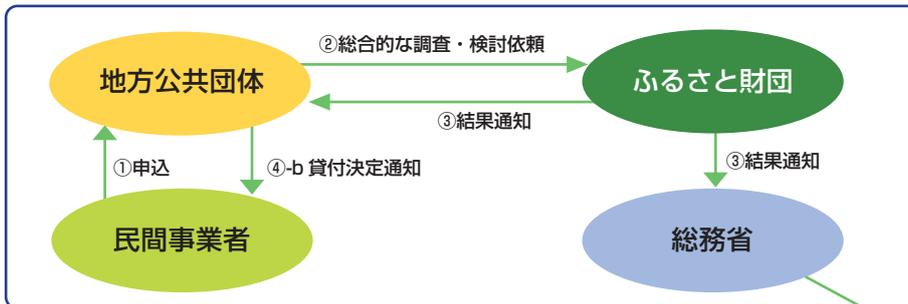
融資比率・算定基礎のイメージ



50%以内 (過疎地域等60%以内)

ふるさとと融資の事務と資金の流れ

融資の適否の決定までの手続き

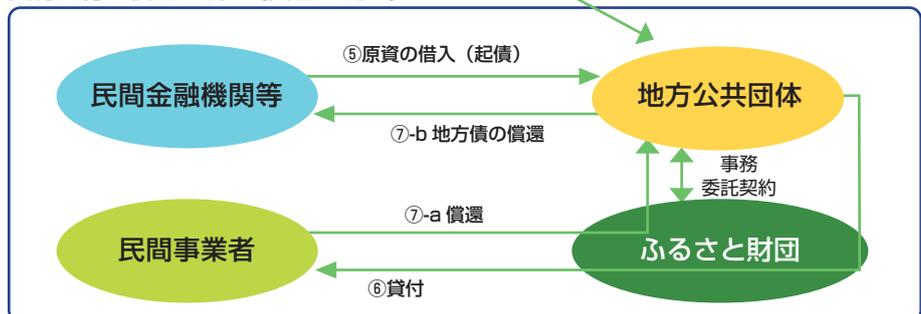


②総合的な調査・検討依頼
依頼に必要な書類の締切は年4回(2月、5月、8月、11月)です。

④-a 起債同意等
地方公共団体は、予算措置および起債の同意・届出の手続きが必要です。

④-a 起債同意等
(同意等を要する場合)

貸付実行と償還の流れ(資金の流れ)



①申込

- 地方公共団体は、民間事業者から事業計画を聞き取り、「相談メモ」を活用して、ふるさとと財団に事前相談してください。また貸付要綱を制定しておく必要があります。
- 民間事業者は、融資申込みまでに、事業計画、保証金融機関、民間金融機関等借入先を決定しておく必要があります。